改正後

（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

第三十一条の七　大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条の三、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二　（略）

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
大中型まき網漁業	一～八　（略） 九　南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。 （削る） 十　（略）
（略）	（略）
遠洋かつお・まぐろ漁業	一～四　（略） 五　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。 六～二十八　（略） 二十九　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に

改正前

（新設）

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の二第一項、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条の三、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二　（略）

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
大中型まき網漁業	一～八　（略） 九　南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域（公海に限る。）における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。 十　南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域（公海を除く。）における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 十一　（略）
（略）	（略）
遠洋かつお・まぐろ漁業	一～四　（略） （新設） 五～二十七　（略） 二十八　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に